

令和5年1月13日(金)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて ～管内自治体における前払金支払限度額の見直しを促進～

建設業法では、下請代金の支払いについて、労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を求めており、さらには、昨今の建設資材価格高騰による事業への影響を踏まえ、元請建設企業の手元資金充実を図るために、低廉なコストによる資金調達が可能な前金払制度、中間前金払制度、地域建設業経営強化融資制度を活用し、資金繰りを円滑化・安定化させることが重要です。

これまで、関東地方整備局建政部では、災害時に最前線で地域社会の安全・安心の確保等を担う地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化のため、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき適切に前金払制度の運用がなされるよう、管内自治体における前払金支払限度額の見直しに向けて継続的に働き掛けを行っているところです。

この度、東日本建設業保証(株)にご協力いただき、令和4年11月1日現在の前払金支払限度額撤廃状況を調査したところ、管内429団体のうち、約25%にあたる107団体が前払金に支払限度額を設けていることが確認されました。

このため、関東地方整備局建政部では、今年度も引き続き、「地域の守り手」となる地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化のため、管内自治体における前払金支払限度額の見直しの促進に努めてまいります。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建設産業調整官	ほりい 堀井	ひでのり 英則	(内線6112)
建設産業第一課 課長補佐	ませ 間瀬	ひろゆき 洋之	(内線6642)
電話	048-601-3151(代表)		
FAX	048-600-1921		

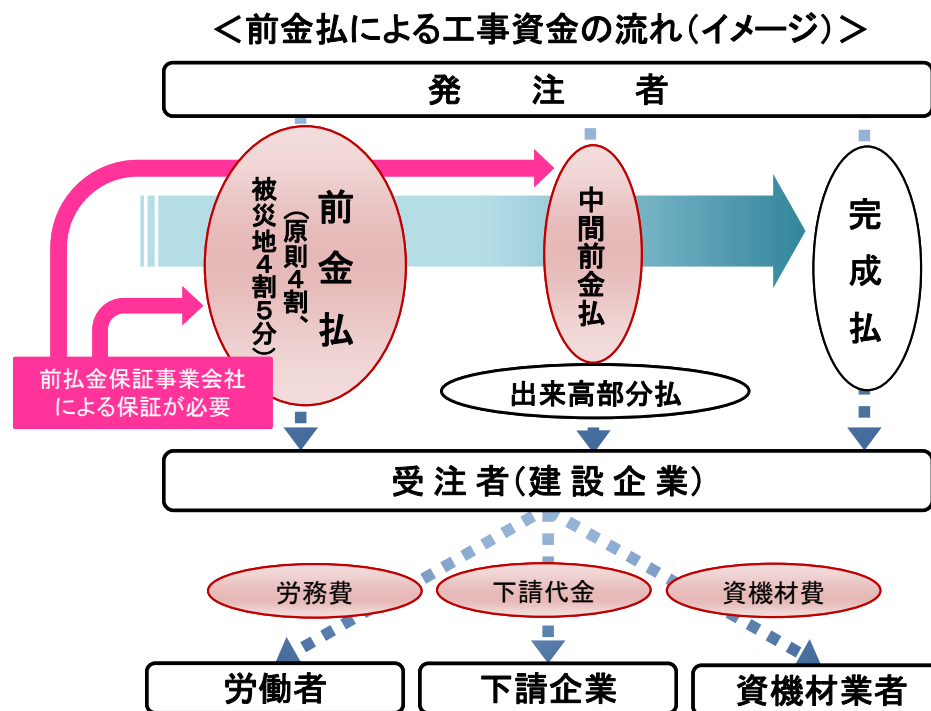
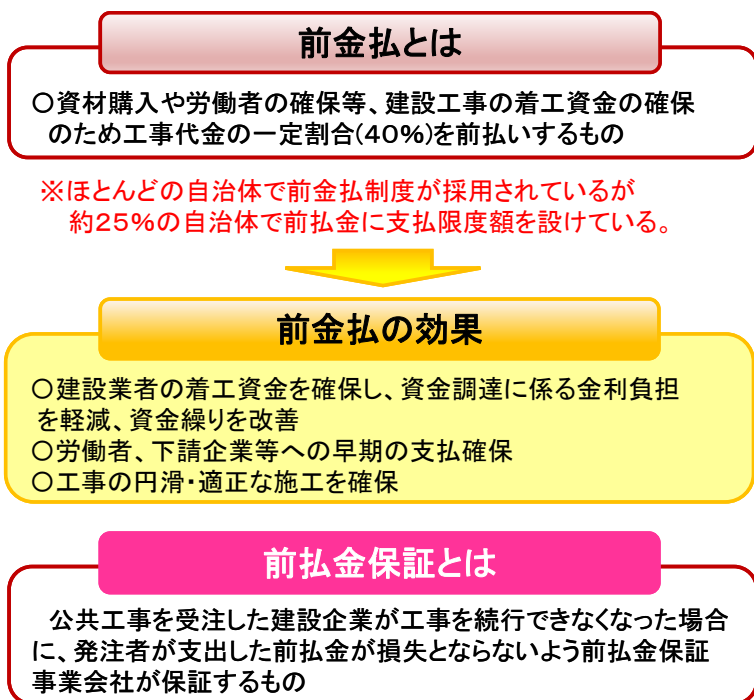
○品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30 R2.1.30改正)では、公共発注者に対し下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図ることが定められている。

○また、国は、地方公共団体等に対し上記指針の内容の周知徹底を図るとともに、指針に基づき、発注関係事務が適切に実施されているかについて、調査等を実施することが求められている。

○関東地方整備局においても、管内地方公共団体に対し中間前金払制度の導入・活用や前払金の支払限度額の見直しについて依頼してきたところ。

○管内地方公共団体における中間前金払制度等の導入状況や前払金の支払限度額の設定状況において、中間前金払制度についてはほとんどの団体が導入済みである一方、前払金の支払限度額を設定している団体は未だ数多くある。

○このため、関東地方整備局では、引き続き、前払金の支払限度額の見直しの促進に向けて取組を進めていく。



関東地方における地方自治体の前払金の支払限度額について

平成27年1月の改正品確法に基づく運用指針公表後、支払限度額の見直し(撤廃)が進んでいる。
(関東地方における地方自治体の約75%が支払限度額を撤廃)

管内の地方自治体における「前払金の支払限度額なし」の普及状況(令和4年11月1日現在)

	管内自治体数					採用自治体数					支払限度額を設けている自治体数				
	都県	市区	町	村	計	都県	市区	町	村	計	都県	市区	町	村	計
茨城	1	32	10	2	45	1	32	10	2	45	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
栃木	1	14	11	0	26	1	14	11	0	26	0 (0)	0 (5)	0 (5)	0 (0)	0 (10)
群馬	1	12	15	8	36	1	12	15	8	36	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (4)
埼玉	1	40	22	1	64	1	14	11	1	27	0 (0)	26 (30)	11 (13)	0 (0)	37 (43)
千葉	1	37	16	1	55	1	37	16	1	55	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
東京	1	49	5	8	63	0	3	1	2	6	1 (1)	46 (47)	4 (4)	6 (6)	57 (58)
神奈川	1	19	13	1	34	1	16	7	0	24	0 (0)	3 (5)	6 (6)	1 (1)	10 (12)
山梨	1	13	8	6	28	1	13	8	6	28	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
長野	1	19	23	35	78	1	19	23	32	75	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	3 (5)
管内	9	235	123	62	429	8	160	102	52	322	1 (1)	75 (87)	21 (30)	10 (14)	107 (132)

※括弧内は令和3年10月1日時点

前払金の支払限度額の見直しに関する通知等

○品確法改正に伴う「発注関係事務の運用に関する指針」(H27.1.30 R2.1.30改正)

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、**支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用**、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

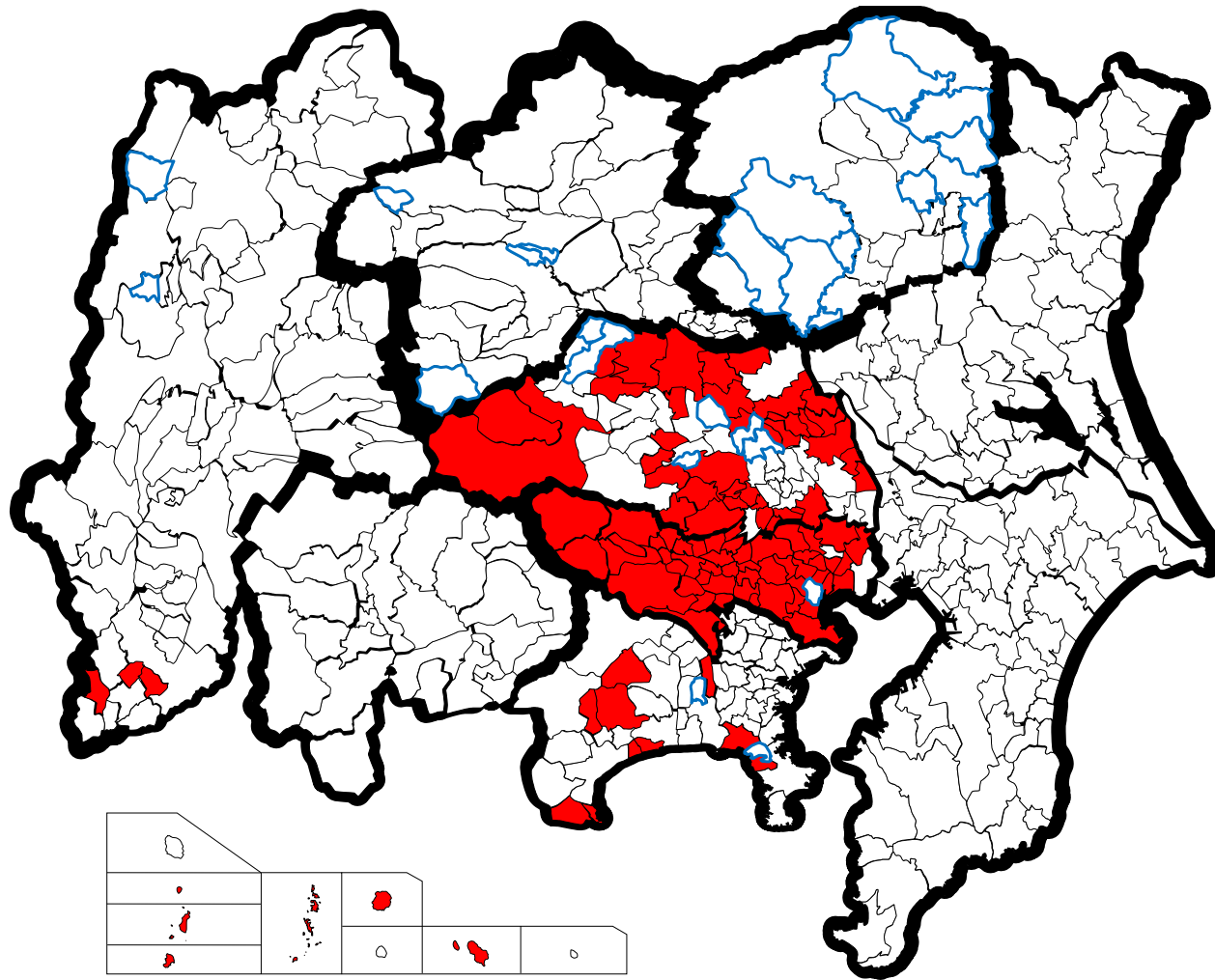
○公共工事の円滑な施工確保について (R4.12.5 総務省・国土交通省局長から都道府県知事等あて)

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、**導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、(中略)前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。**

管内の地方自治体における前払金の支払限度額の設定状況

関東地方整備局管内の自治体429団体(9都県+420市区町村)のうち、約75%の自治体が前払金の支払限度額を撤廃しているものの、残りの**約25% (107団体)**は支払限度額を設定している。

なお、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県では県および県内全市町村が支払限度額を撤廃済み(令和4年11月1日現在)。



管内の地方自治体における「前払金の支払限度額設定状況(令和4年11月1日現在)

	自治体数 (都県含む)	限度額を 設けている 自治体数
茨城	45	0 (0)
栃木	26	0 (10)
群馬	36	0 (4)
埼玉	64	37 (43)
千葉	55	0 (0)
東京	63	57 (58)
神奈川	34	10 (12)
山梨	28	0 (0)
長野	78	3 (5)
合計	429	107 (132)

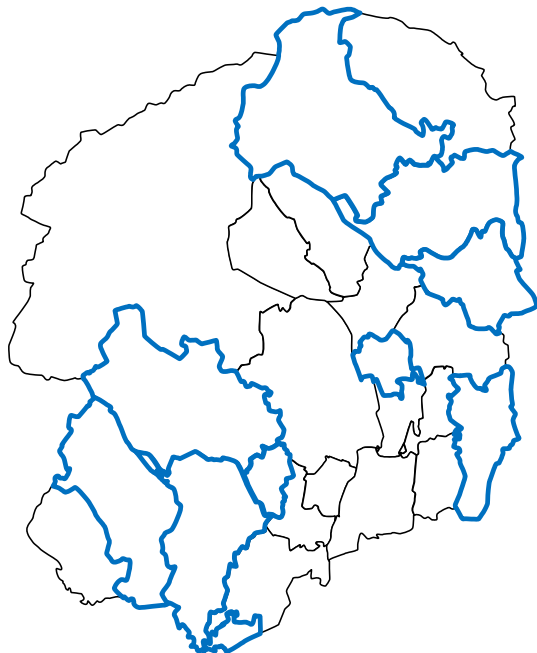
※括弧内は令和3年10月1日時点

※1 赤色の自治体は前払金の支払限度額有り

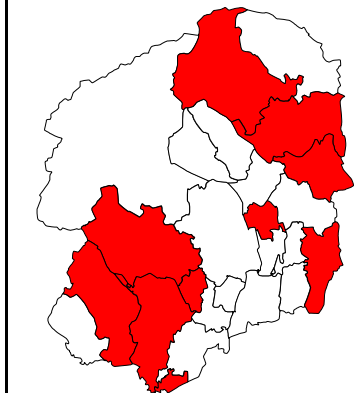
※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

栃木県内の支払限度額設定状況

令和4年11月1日時点の状況



令和3年10月1日時点の状況



※1 赤色は支払限度額を設定している自治体

※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

●10市町(栃木市、佐野市、鹿沼市、大田原市、那須塩原市、茂木町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町)で支払限度額が撤廃となり、栃木県内の全ての自治体で前払金の上限が廃止された。

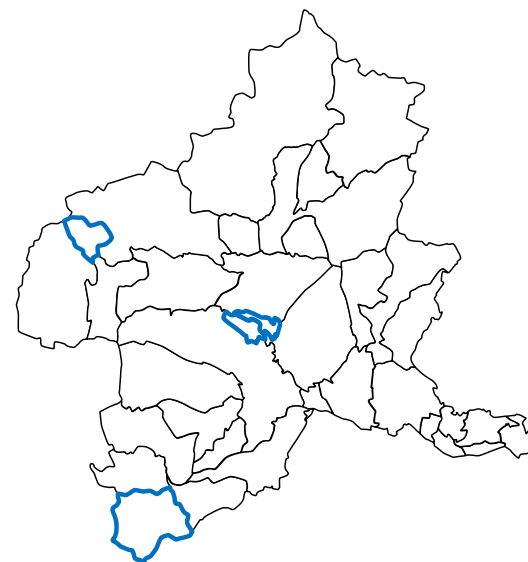
栃木県で支払限度額を設けている自治体

県	
市	
町	

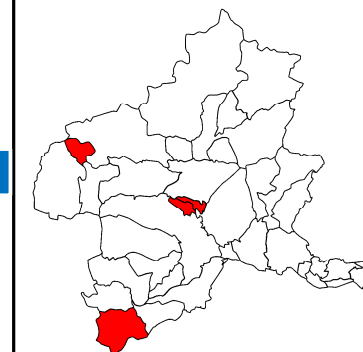
全ての自治体で支払限度額が撤廃

群馬県内の支払限度額設定状況

令和4年11月1日時点の状況



令和3年10月1日時点の状況



※1 赤色は支払限度額を設定している自治体

※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

●4町村(榛東村、吉岡町、上野村、草津町)で支払限度額が撤廃となり、群馬県内の全ての自治体で前払金の上限が廃止された。

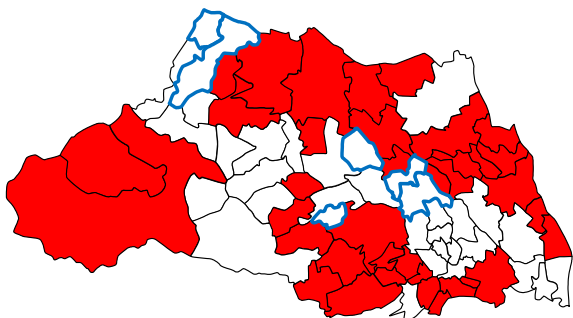
群馬県で支払限度額を設けている自治体

県	
市	
町	
村	

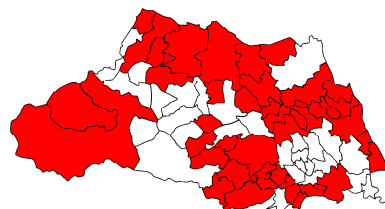
全ての自治体で支払限度額が撤廃

埼玉県内の支払限度額設定状況

令和4年11月1日時点の状況



令和3年10月1日時点の状況



- ※1 赤色は支払限度額を設定している自治体
- ※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

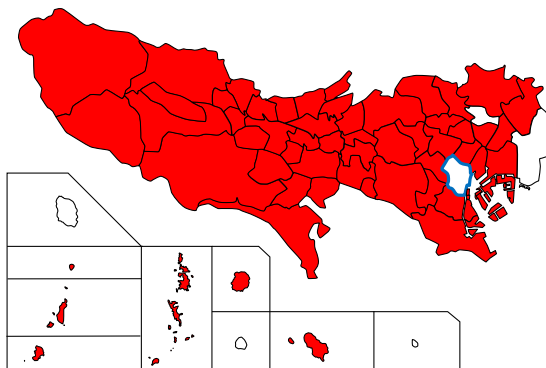
●6市町(本庄市、上尾市、桶川市、鶴ヶ島市、吉見町、上里町)で支払限度額が撤廃となり、支払限度額を撤廃した自治体の割合は32.8%から42.2%に上昇したが、37市町で支払限度額を設定している。

埼玉県で支払限度額を設けている自治体

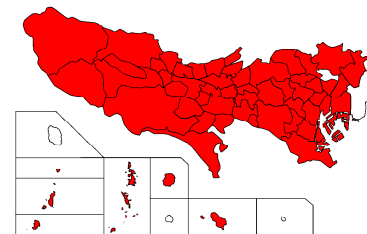
県							
市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	春日部市
	狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	蕨市	戸田市	入間市
	朝霞市	志木市	和光市	久喜市	北本市	富士見市	蓮田市
	幸手市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市		
町	伊奈町	三芳町	毛呂山町	滑川町	鳩山町	小鹿野町	美里町
	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町			
村							

東京都内の支払限度額設定状況

令和4年11月1日時点の状況



令和3年10月1日時点の状況



- ※1 赤色は支払限度額を設定している自治体
- ※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

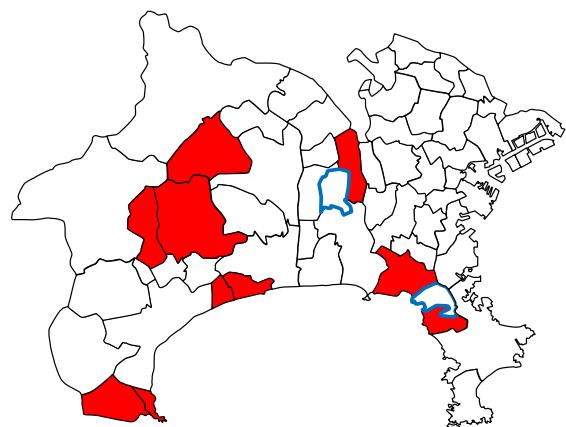
●港区で支払限度額が撤廃となったが、全63都区市町村のうち57箇所では支払限度額を設定している。

東京都で支払限度額を設けている自治体

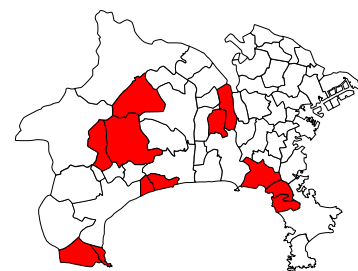
都	東京都						
区	千代田区	中央区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区
	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区
	豊島区	北区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	
市	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市		
町	瑞穂町	日の出町	奥多摩町	八丈町			
村	檜原村	利島村	新島村	神津島村	三宅村	小笠原村	

神奈川県内の支払限度額設定状況

令和4年11月1日時点の状況



令和3年10月1日時点の状況



- ※1 赤色は支払限度額を設定している自治体
- ※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

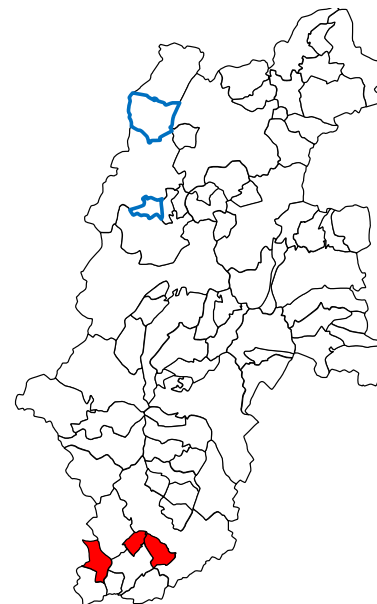
●2市(逗子市、綾瀬市)で支払限度額が撤廃されたが、10市町村で支払限度額が設定されている。

神奈川県で支払限度額を設けている自治体

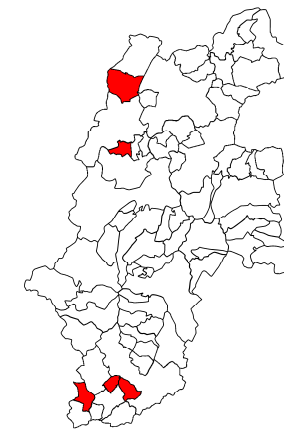
県						
市	鎌倉市	秦野市	大和市			
町	葉山町	大磯町	二宮町	松田町	真鶴町	湯河原町
村	清川村					

長野県内の支払限度額設定状況

令和4年11月1日時点の状況



令和3年10月1日時点の状況



- ※1 赤色は支払限度額を設定している自治体
- ※2 青囲みは令和3年10月1日以降に支払限度額を撤廃した自治体

●2村(松川村、白馬村)で支払限度額が撤廃され、長野県内で支払限度額を設定している自治体は3村となった。

長野県で支払限度額を設けている自治体

県					
市					
町					
村	平谷村	下條村	泰阜村		

(1) 中間前金払制度

○中間前金払制度とは、当初の前払金(請負代金の4割)に加え、**工期半ばで2割を追加(合計6割)**して前払いするもの。

○地方自治体では、地方自治法施行規則の改正により平成11年2月17日から制度の導入が可能。

○当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けただうえで、請求することが可能。

- 当初の前払金が支出されていること
- 工期の2分の1を経過していること
- 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

(2) 地域建設業経営強化融資制度

○中小・中堅建設企業が、公共工事等の発注者に対して有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられる。

○未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払いを受けている場合、保証事業会社の金融保証により、金融機関から融資を受けやすくなる。

○本制度の利用に当たっては、公共工事等の発注者が工事請負代金債権の譲渡を承諾していることが必要。

中間前金払制度の導入状況(令和4年11月1日現在)

	管内自治体数			採用自治体数		
	都県	市区町村	計	都県	市区町村	計
茨城	1	44	45	1	44	45
栃木	1	25	26	1	25	26
群馬	1	35	36	1	35	36
埼玉	1	63	64	1	49	50
千葉	1	54	55	1	53	54
東京	1	62	63	1	54	55
神奈川	1	33	34	1	33	34
山梨	1	27	28	1	27	28
長野	1	77	78	1	77	78
管内	9	420	429	9	397	406

地域建設業経営強化融資制度の導入状況(令和4年11月1日現在)

	管内自治体数			採用自治体数		
	都県	市区町村	計	都県	市区町村	計
茨城	1	44	45	1	11	12
栃木	1	25	26	1	12	13
群馬	1	35	36	1	5	6
埼玉	1	63	64	1	13	14
千葉	1	54	55	1	15	16
東京	1	62	63	1	32	33
神奈川	1	33	34	1	18	19
山梨	1	27	28	1	5	6
長野	1	77	78	1	23	24
管内	9	420	429	9	134	143